政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第二項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があっ

令和七年十一月十一日

委員長 保 阪 努神奈川県選挙管理委員会

ブ 注 著	月で月不士
たる事件	主たる事务所の所生地

	冨田	名	
	剛平		
議員	逗子市議会		
する会	冨田剛平を応援		
	神奈川県逗子市久木八—一四—五三		
	七、一〇、二二		

山 中	Щ П	
竹 春	貴 裕	
横浜市長	厚木市長	
青竹会	創る会あつぎ新時代を	
アブソルート横濱馬車道ビル五〇神奈川県横浜市中区太田町六―七九	神奈川県厚木市酒井三〇〇一	
七、一〇、一	七、八、二七	
六	七	

吉武佐和子

議 員 三 子 市 議 会

後援会 後援会

神奈川県逗子市新宿三—一三—二九

七、

九、 一 二 兀